

お客さま各位

永和信用金庫

各種規定改定のお知らせ

2020年4月施行の改正民法（債権法）をふまえ、下記の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 主な改定（例：普通預金（無利息型普通預金を含む）規定及び自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期））の以下の条項を一部追加・条項番号を変更します。

○預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化

（成年後見人等の届出）

- （1） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項をお届けください。

成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- （2）～（5）追加・変更なく省略

○定期預金等の満期日前解約の制限の明確化

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

（利息）

- （1）～（2）追加・変更なく省略

- （3） この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第2条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6ヶ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①～④追加・変更なく省略

- （4）追加・変更なく省略

定期預金共通規定

（預金の解約、書替継続）

- （1） この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- （2）～（5）条項番号のみ繰り下げ、追加・変更なく省略

2. 2020年3月1日付で改定する預金規定一覧

No.	規定等の名称	追加・変更する改定内容	
		改正民法（債権法）対応	
		定期預金等の満期 日前解約の制限の 明確化	預金者の後見人等 が法定後見制度の 対象となった場合 の届出の義務化
1	当座預金規定（一般用）		○
2	当座預金規定（専用約束手形口用）		○
3	総合口座取引（無利息型普通預金を含む）規定		○
4	普通預金（無利息型普通預金を含む）規定		○
5	納税準備預金規定		○
6	通知預金規定		○
7	期日指定定期預金規定	○	○
8	自動継続期日指定定期預金規定	○	○
9	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○	○
10	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○	○
11	自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	○	○
12	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	○	○
13	変動金利定期預金規定	○	○
14	自動継続変動金利定期預金	○	○
15	積立定期預金規定	○	○
16	定額複利定期規定	○	○
17	財産形成積立定期預金規定	○	○
18	財産形成預金規定	○	○
19	定期積金（スーパー積金）規定	○	○

以 上